資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千二万五千円、資本準備金の額を一億九千九百九十七万五千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６４株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千百五十五万三千二百十三円、資本準備金の額を二億二千百五十五万三千二百十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十五日

掲載頁　一二二頁（号外第二七三号）

令和八年七月二十一日

広島市中区八丁堀一一番八号

ＣＩＡ株式会社

代表取締役　長岡　秀樹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年十月五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年七月二十一日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番四号

三井精機工業株式会社

代表取締役　那須要一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十一日

神奈川県横浜市中区相生町六丁目一〇四番

中村船具工業株式会社

代表取締役　中村　正和

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十一日

大阪市西区靭本町一丁目一二番六号

マツモト産業株式会社

代表取締役　釘貫　恭造

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である北野弘章が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

横浜市西区みなとみらい四丁目四番二号横浜ブルーアベニュー六階

ボイジャー・ワールドワイド・プライベート・リミテッド

日本における代表者　北野　弘章

定款変更につき通知公告並びに株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、令和八年八月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を有する方は、株券提出日である令和八年八月二十二日までに当社にご提出ください。

なお、効力発生日は令和八年八月二十四日です。

令和八年七月二十一日

千葉市中央区出洲港七番二号

片岡産業株式会社

代表取締役　早迫　博光

任意清算公告

当社は、令和八年七月十五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

東京都大田区下丸子二丁目一六番三号

合資会社渡部製作所

代表社員　渡部　和能

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和八年六月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和八年七月二十一日

大阪府大阪市北区中之島三丁目三番三号

株式会社旭ポリスライダー

規約型確定給付企業年金清算人　舩津　浩矢

訂正公告

令和八年七月十日（号外第一五五号）掲載の解散公告中、「代表清算人　長門　裕一」とあるは「代表清算人　長戸　裕一」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十一日

大阪市中央区天満橋京町一番二一号

株式会社ＣＥＮＴＲＥ　ＣＨＡＲＭ

代表清算人　長戸　裕一

訂正公告

令和八年四月二十七日（号外第九十八号）掲載の（甲）株式会社巳作電設、（乙）有限会社ケーブルサービスに係る合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の決算公告の資本金「200,000,000」とあるは「20,000,000」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十一日

扱店

正誤

ページ	段	行	誤	正
二三		六	留学する場合に準用する	留学する場合について準用する
二六	〃	終りから	専修学校	専門課程
〃	〃	三	通信制の	通信制の学科の
二七	〃	一三	通信制の学科の	通信制の学科の

（改正後欄　改正前欄）

（原稿誤り）